

出典：裁判所ホームページ（<https://www.courts.go.jp>）の裁判例情報をもとに作成

事件番号	昭和 54(オ)1309	原審裁判所名	大阪高等裁判所
事件名	損害賠償	原審事件番号	昭和 53(ネ)1505
裁判年月日	昭和 58 年 10 月 20 日	原審裁判年月日	昭和 54 年 9 月 21 日
法廷名	最高裁判所第一小法廷		
裁判種別	判決		
結果	破棄差戻		
判例集等	民集 第 37 卷 8 号 1148 頁		

判示事項	税関長により公売に付された収容貨物を取得した最終消費者等が右貨物に存した瑕疵により損害を被つた場合において右損害の発生につき税関長に過失があるとするための要件
裁判要旨	税関長により公売に付された収容貨物をその買受人等を経由して取得した最終消費者等が右貨物に存した瑕疵により損害を被つた場合において、右損害の発生につき税関長に過失があるとするためには、税関長が、当該貨物に構造上の欠陥等の瑕疵のあることを現に知つたか、又は税関長の通常有すべき知識経験に照らすと容易にこれを知ることができたと認められる場合であつて、右貨物を公売に付するときには、これが最終消費者によつて、右瑕疵の存するままの状態で取得される可能性があり、しかも合理的期間内において通常の用法に従つて使用されても、右瑕疵により最終消費者等の損害の発生することを予見し、又は予見すべきであつたと認められ、さらにまた、税関長において、最終消費者等の損害の発生を未然に防止しうる措置をとることができ、かつ、そうすべき義務があつたにもかかわらず、これを懈怠したと認められることが必要である。

全 文	
主 文	<p>原判決中上告人敗訴の部分を破棄する。</p> <p>右部分につき本件を大阪高等裁判所に差し戻す。</p>
理 由	<p>上告指定代理人蓼田速夫、同鎌田泰輝、同筧康生、同牧野巖、同岡崎真喜次、同木下俊一、同伊藤皇、同大野繁、同山口圭二、同則岡貞男の上告理由について</p> <p>一 原審が確定した事実関係は、(一)被上告人（昭和四三年一月二〇日生）は、昭和四八年一〇月二八日叔母のNからラケット二本とシャトルコツク一個からなる一組のバドミントンセット（以下「本件バドミントンセット」という。）の贈与を受け、同年一二月一五日夕方自宅付近の公園で兄のO（昭和四一年一月二日生）と本件バドミントンセットを使用してバドミントン遊戯をしていたところ、Oがシャトルコツクを打とうとしてラケット（以下「本件ラケット」という。）を上から振り下ろした際、本件ラケットのグリツプから鉄パイプ製のシャフトが抜けて飛び、遊戯相手の被上告人の左目に当たつたため、被上告人は左眼眼窩部打撲傷等の傷害を受けた（以下「本件事故」という。）、(二)本件バドミントンセットは、ポリエチレン製の袋で包装され、ラケットは、頭部（ガット枠）とガットとが一体成型されたポリエチレン、シャフトがクローム鍍金の鉄パイプ、グリツプがプラスチック（ポリエチレン）であり、</p>

シャトルコックはゴムキャップをかぶせた台と羽根とが一体成型されたプラスチックであるが、ラケットの頭部付け根部分に「MADE IN HONGKONG」との表示があるのみで、包装袋やシャトルコックに特別の表示はない、(三)本件ラケットは、全長約五〇センチメートル、ガットを含む頭部とシャフトの重さは三二グラムで、鉄パイプのシャフトはグリップに約二センチメートル差し込まれ、グリップのプラスチックの応力（弾力）のみによって保持されているもので、接着剤、止め金等の補強具で固定されていなかった、(四)本件バドミントンセットは、ホンコン製で、カートンボックスに入った状態で、昭和四六年一月一八日神戸港で陸揚げされ、保税倉庫で保管されていたが、輸入業者が不明であったため、神戸税関長によって昭和四七年六月一三日関税法（以下「法」という。）七九条一項一号の規定により玩具として収容処分に付され、同年一月ころ同税関職員によって性状、数量等の検査が行われたうえで、同月二七日法八四条一項の規定により公売に付された、なお、神戸税関においては収容貨物で公売に付すべきものについては、原則として、輸入部特殊鑑定部門の特殊担当官が入札予定価格、税番、税率を決定する目的で貨物の一部を抽出する等してその形状、性質等を検査し、収容部の担当官が数量検査し、その際に貨物が廃棄すべきものであるかを決定するのが例であった、(五)雑貨類販売業を営むPは、公売に付された本件バドミントンセットを買い受け、同年一月二日これを第一審被告株式会社Qに売り渡し、同社が昭和四八年一月〇月二八日チャリティ・バザーに出品したところ、Nが本件バドミントンセットを買い受け、同日被上告人に贈与した、(六)本件事故の直後において、シャフトが抜け飛んだ本件ラケットはグリップの付け根にひび割れが生じ、これが縁まで達しており、また、被上告人が本件事故当時使用していた本件バドミントンセットの他のラケットのグリップにも約一・三センチメートルの長さのひび割れが生じていて、グリップのシャフト保持力は、引張り試験では、本件ラケットが約二キログラム、右他のラケットが約五キログラムないし六キログラムであり、四、五歳の幼児が本件ラケットを上から下へ一杯振り下すと、その時に生ずる遠心力は、四、五キログラムであつて、シャフトが抜け飛ぶ可能性が相当大きいものであつた、(七)ポリエチレンは、一般に、熱、紫外線によって酸化し易く、また応力によつても酸化が促進され、その結果不可逆的に劣化する性質を有するものであるが、本件ラケットは、ポリエチレン樹脂のグリップにクロム鍍金の鉄パイプのシャフトを強く差し込んだものであるから、右鍍金のためシャフトが抜け易いだけでなく、その構造自体によつて劣化が促進され、劣化の進行に比例してグリップのシャフトの保持力が低下していくことが客観的に予想されるものであつた、というものであり、以上の事実認定は、原判決挙示の証拠関係に照らして是認することができる。

2 原審は、右認定の事実によると、(一)本件バドミントンセットは、四、五歳の幼児が使用して遊ぶ玩具であるが、本件ラケットは、四、五歳の幼児が使用した場合においても、グリップからシャフトが抜け飛ぶ可能性が相当大きいものであるから、構造上の欠陥のある玩具であり、本件事故は右欠陥によつて生じたものというべきである、(二)神戸税関長は、前記1(四)の検査によつて本件ラケットの構造等を知り、本件ラケットの使用による本件事故のような事故の発生を予見しえたと認めるのが相当である、(三)日本国内における玩具の製造者は、その設計・製造に当つては、販売業者を経て消費者にまで流通して使用される間に通常予想しうる態様のもとにおいて、玩具の重量、材質、構造、性能自体の危険性又はそれらの欠陥による玩具の破損等によつて、使用者等の生命、身体、財産を侵害することのないようにその安全を配慮すべき注意義務（以下「玩具の製造・販売についての注意義務」という。）があり、外国において設計・製造された玩具を輸入し日本国内で販売する者も右と同一の注意義務を負うべきものである、(四)神戸税関長とPの本件バドミントンセットについての契約は、私法上

の売買にほかならないものであつて、神戸税関長は、右売買によつてホンコン製である本件バドミントンセットの日本国内における流通を開始せしめたもので、外国の製品が通常の輸入手続を経て国内で流通する場合の輸入業者に準ずる地位を併有しているから、玩具についての製造・販売について注意義務を負うものというべきである、(五)右(二)のとおり、神戸税関長は、本件ラケットが使用された場合、本件事故のような事故の発生することを予見しえたのであるから、自らグリツプとシャフトの接合部分に止め金等で補強したうえで公売に付するか、かかる補強をしないのであれば公売に付するのを差し控えるべき注意義務があつたというべきところ、同税関長は、これを懈怠し、Pに本件バドミントンセットを売り渡した過失があると判断し、上告人は、国家賠償法一条一項の規定に基づき被上告人が本件事故によつて被つた損害を賠償すべき義務があるとし、上告人に対し、被上告人の損害合計七六万五三九〇円及び内金六一万五三九〇円について昭和四九年一月一九日から完済まで年五分の遅延損害金の支払を命じている。

二 税関長が、法七九条の規定により収容した貨物で、法七〇条所定の他の法令の規定により輸入に関して必要な許可、承認又は検査の完了等を必要としないものにつき、法八四条五項の規定による廃棄ができないため、同条一項の規定により公売に付した場合に、その買受人等を経由して当該貨物を取得した最終消費者においてこれを使用したところ、その貨物に存した瑕疵により右最終消費者又はその他の者の生命、身体又は財産に損害が生じたとき（以下「最終消費者等の損害」という。）、被害者が、右貨物を公売に付したことにつき税関長に過失があるとして、国に対しその損害の賠償を請求することができるためには、(一)右税関長が、法八四条五項の規定により、当該貨物につき廃棄可能なものであるかどうか等を検査する過程で、その貨物に構造上の欠陥等の瑕疵のあることを現に知つたか、又は税関長の通常有すべき知識経験に照らすと容易にこれを知ることができたと認められる場合であつて、右貨物を公売に付するときには、これが最終消費者によつて、右瑕疵の存するままの状態取得される可能性があり、しかも合理的期間内において通常の用法に従つて使用されても、右瑕疵により最終消費者等の損害の発生することを予見し、又は予見すべきであつたと認められ、(二)さらにまた、税関長において、最終消費者等の損害の発生を未然に防止しうる措置をとることができ、かつ、そうすべき義務があつたにもかかわらず、これを懈怠したと認められることが必要であると解すべきである。けだし、(一)税関長は、多種多様であり、かつ、大量に及ぶ収容貨物のそれぞれにつき、その各製造業者又は輸入業者が有し、又は有すべき当該貨物についての構造、材質、性能等に関する専門的知識を有するわけではなく、また、かかる知識を有することが要求されていると認めるべき法律上の根拠はないから、税関長を当該貨物の製造業者又は輸入業者と同視し、税関長が、右のような専門的知識を有することを前提として、当該貨物につき法八四条五項に該当するか等の検査をする過程において、その貨物に構造上の欠陥等の瑕疵のあることを知るべきであるとするにはできないものというべきであり、したがつて、税関長が、右検査の過程において、当該貨物に構造上の欠陥等の瑕疵のあることを現に知り、又は税関長の通常有すべき知識経験に照らすと容易にこれを知りえたと認められる場合にのみ、注意義務違反の責任を問う余地があるものと解するのが相当であり、また、(二)税関長は、前示のように最終消費者等の損害の発生を予見し、又は予見すべき場合であつても、当該貨物が法八四条五項の規定により廃棄しうるものに該当しないときには、保税地域の利用についてその障害を除き、又は関税の徴収を確保するため（法七九条一項本文）、右貨物を、原則として、まず公売に付すべきであつて（法八四条一項、三項）、これを差し控える余地はないのであり、そのうえ、税関長は、当該貨物の所有権を有するわけではなく、他に右貨物に存

する構造上の欠陥等の瑕疵を補修するについての権限又は義務を有していると認めるべき法律上の根拠はなく、したがって、税関長において右瑕疵を補修すべきであるということもできないのであつて、税関長としては、公売に付した貨物の買受人との売買契約において、買受人に右瑕疵を補修すべき義務を負わせ、その履行の確保を図ること等をしうのみであり、税関長がかかる措置を講じたときには、当該事故につき結果回避義務を尽くしたものと解するのが相当だからである。

叙上の観点に立つて本件をみると、原審が確定した前記一 1 の事実関係から、たやすく、神戸税関長が本件ラケットの構造等を知り、本件ラケットの使用による本件事故のような事故の発生を予見しえたとした原審の前記一 2 (二)の判断には、審理不尽、理由不備の違法があるものというべく、また、同(四)及び(五)の判断も法の解釈適用を誤つた違法なものというべきであり、これらの違法は原判決の結論に影響を及ぼすことが明らかであるから、右の違法という論旨は理由があり、原判決中上告人敗訴の部分は破棄を免れない。そして、本件については、前記の観点に立つてさらに審理を尽くさせる必要があるから、本件を原審に差し戻すこととする。

よつて、民訴法四〇七条一項に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。  
(裁判長裁判官 谷口正孝 裁判官 団藤重光 裁判官 中村治朗 裁判官 和田誠一)

---

※参考：判例タイムズ 538 号 103 頁、判例時報 1102 号 48 頁